

# 衆議院環境委員会ニュース

【第198回国会】平成31年4月2日（火）、第4回の委員会が開かれました。

## 1 自然環境保全法の一部を改正する法律案（内閣提出第33号）

- ・原田環境大臣、城内環境副大臣、あきもと環境副大臣、原田防衛副大臣、勝俣環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。  
（賛成－自民、立憲、国民、公明、共産、細野豪志君（無））
- ・とかしきなおみ君外4名（自民、立憲、国民、公明、共産）から提出された附帯決議案について、堀越啓仁君（立憲）から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。  
（賛成－自民、立憲、国民、公明、共産、細野豪志君（無））  
（質疑者）務台俊介君（自民）、長尾秀樹君（立憲）、堀越啓仁君（立憲）、小宮山泰子君（国民）、西岡秀子君（国民）、田村貴昭君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

### 務台俊介君（自民）

- （1） 日本学術会議開催のサイエンス20（以下「S20」という。）関係
  - ア 本年3月に開催されたS20における議論と提言の内容
  - イ 提言を踏まえた、本年6月の「G20持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合」及びG20サミットに向けた原田環境大臣の意気込み
- （2） 海洋保護区関係
  - ア 我が国がこれまで海洋保護区の設定に積極的でなかったのではないかと指摘に対する環境省の見解
  - イ 愛知目標で海洋保護区の設定目標を10%と定めた趣旨及び現在の我が国の海洋保護区が8.3%となっていることについての城内環境副大臣の評価
  - ウ 諸外国における海洋保護区の設定状況及び我が国の海洋保護区の設定に対する関係各省の立場についての環境省の認識
  - エ 根拠法の異なる区域を合わせて海洋保護区としていることの妥当性についての環境省の見解
  - オ 海洋保護区を一元的に管理していく必要性についての環境省の見解
  - カ 沖合海底自然環境保全地域の設定による我が国の排他的経済水域内における近隣諸国の違法行為に対する抑止効果及び取締りの実効性の担保のための今後の体制についての環境省の考え方
  - キ 外国船舶による違反行為に懲役刑を科さないことの妥当性及び罰金額を増額する必要性についての環境省の見解
  - ク 特定行為の方法を経済産業大臣及び農林水産大臣の同意を得て定めるとした理由及び両省の同意が得られない場合の環境省の対応
  - ケ 南西諸島の沖合域を優先的に沖合海底自然環境保全地域として指定すべきとの考えに対する原田環境大臣の見解
  - コ 海洋環境政策に科学的知見を活かしていく方策についての勝俣環境大臣政務官の見解
  - サ ポスト愛知目標及び次期生物多様性国家戦略の策定に向けた原田環境大臣の取組姿勢

### 長尾秀樹君（立憲）

- （1） ジュゴンの保護関係
  - ア 沖縄県今帰仁村沖で死亡が確認されたジュゴンについての防衛省の調査の現況及び結果公表まで

に要する期間

イ 死因究明における環境省の役割

ウ 我が国のジュゴンの保護政策の在り方及び予防原則に基づき新たなジュゴンの保護政策を検討する必要性についての原田環境大臣の見解

エ 本年3月25日の参議院予算委員会における、ジュゴンが見つければ保護できるよう対応する旨の岩屋防衛大臣の答弁の具体的内容

(2) 国立公園関係

ア 林野庁との調整の難航により国立公園における利用調整地区の設定が進められない事例の有無

イ 環境省が国立公園を一元的に管理すべきとの考えに対する原田環境大臣の見解

(3) 沖合海底自然環境保全地域関係

ア 特定行為として定めようとする行為について、経済産業大臣又は農林水産大臣の同意が得られない場合の環境省の対応

イ 「自然的社会的諸条件からみてその区域内における自然環境を保全することが特に必要なもの」の具体的判断基準

ウ 自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがあるか否かの具体的な判断基準及びその公表方法についての環境省の考え方

エ 生態系の実態に即したきめ細やかなゾーニングを検討する必要性についての環境省の見解

オ 海洋保護区制度の推進のために新たな枠組みを検討する必要性についての城内環境副大臣の見解

カ 外国船舶による違法行為に対する本法律案に定める罰金額の抑止効果についての城内環境副大臣の見解

キ 沖合域における海洋保護区の設定に当たっての近隣諸国との調整の在り方についての原田環境大臣の考え方

**堀越啓仁君（立憲）**

(1) 生物多様性条約締約国会議（COP）関係

ア 昨年11月にシャルムエルシェイク（エジプト）で開催されたCOP14の成果に対する城内環境副大臣の見解及び「生物多様性の主流化」の推進に向けた意気込み

イ 来年開催予定のCOP15でのポスト愛知目標の採択及び我が国の生物多様性国家戦略の改定に向けた取組方針

(2) 里地里山のように人の手が入ることで保たれる自然環境の保全を目的とした新たな保護区制度を創設する必要性についての勝俣環境大臣政務官の見解

(3) 沖合海底自然環境保全地域関係

ア 小笠原方面の沖合域以外で同地域の指定を予定している区域

イ 海上保安庁等の関係機関と連携した沖合域での科学的調査の充実に向けた環境省の具体的方針

ウ 同地域の実効的な環境保全のための組織体制の構築の必要性についての原田環境大臣の見解

エ 回遊生物の保全のために沖合域の表層や水中の生態系を保護対象とする海洋保護区を設定する必要性

**小宮山泰子君（国民）**

(1) 多数の外国人留学生が所在不明となっている東京福祉大学とあきもと環境副大臣の関係及び同問題に対する所見

(2) 沖合海底自然環境保全地域関係

ア 外国人及び反社会的勢力からの特定行為の許可申請及び届出に対する環境省の対応方針

イ 沖合海底特別地区を指定しない形での沖合海底自然環境保全地域に関する保全計画の決定の可否

- ウ 「鉱物」の定義に海底に堆積する金属質のごみが含まれる可能性
- エ 海底のごみ・汚染物質の除去、海洋深層水の取水が特定行為に含まれる可能性
- オ 沖合海底自然環境保全地域と海洋再生可能エネルギー発電施設整備促進区域が同一区域に指定される可能性
- カ 立入検査関係
  - a 立入検査等を行うことができる具体的範囲
  - b 環境大臣が立入検査等を行わせることができる職員の範囲
- キ 環境大臣が協力を求めることができる関係行政機関の長等の具体的範囲及び関係行政機関の長等が協力要請に応じない場合の対応
- ク 沖合海底自然環境保全地域の巡視関係
  - a 環境省による今後の取組方針及び諸外国における取組事例
  - b 人員及び予算の確保に向けた原田環境大臣の決意
- ケ 無人・自動運転の船舶及び水中ドローンなどの沖合海底自然環境保全地域のモニタリングのための研究開発に積極的に取り組む必要性についての原田環境大臣の見解
- コ 自然環境の保全に向けた原田環境大臣の決意

#### 西岡秀子君（国民）

- (1) 海洋保護区関係
  - ア 我が国の海洋保護区の設定状況
  - イ 我が国の海洋保護区の設定が国際的に遅れている理由
  - ウ 「海底の形質を変更するおそれがある行為」の定義及び関係団体との協議・連携に向けた取組体制
  - エ 沖合域における生物多様性に関する基礎調査の実施体制
  - オ 海洋における環境保全と産業利用の両立を図るための取組の必要性についての原田環境大臣の見解
- (2) 自然災害対策関係
  - ア 九州地方等で冬から春にかけて頻発する「あびき」現象の発生メカニズム
  - イ 「あびき」による潮位変動の早期検知に関する現時点での研究成果
  - ウ 地域特有の自然災害についての知見を深め被害を最小化する取組の必要性に対する原田環境大臣の所見

#### 田村貴昭君（共産）

- (1) 海洋保護区関係
  - ア 愛知目標の10%の達成に終わらせることなく更に大きな海洋保護区を設定する必要性についての原田環境大臣の見解
  - イ 小笠原諸島の西之島周辺海域を海洋保護区の対象とする必要性
  - ウ 海洋水産資源開発促進法に基づく指定海域関係
    - a 同法の指定海域によって自然環境及び生態系が保全されている可能性
    - b イカナゴの漁獲量の減少とその要因
    - c 漁獲量減少に人為的行為が影響を与えている重要海域について自然環境保全法による指定を積極的に行う必要性
    - d 海洋保護区の設定における漁業者との調整の状況
- (2) ジュゴンの保護関係
  - ア 沖縄の沿岸に生息するジュゴンの保護における環境省及び防衛省の基本的立場

- イ 古宇利島の海草藻場の状態や土砂運搬船がジュゴンの個体Bの死亡に与えた影響についての防衛省の見解
  - ウ 嘉陽沖が主な生息地であるジュゴンの個体Aについての防衛省の最終確認時期
  - エ 工事を中止してジュゴンの生存確認・保護を行う必要性についての防衛省の見解
  - オ 種の保存法によりジュゴンを保護する必要性についての環境省の見解
  - カ 辺野古沿岸域等を海洋保護区に指定する必要性についての原田環境大臣の見解
- (3) 自然環境保全基礎調査の充実及び体制強化に向けた環境省の取組